

Surakiart Sathirathai, "Thailand and International Trade Law"  
(Graduate Institute of Business Administration, Chulalongkorn  
University, 1987) iv + 125 pp.

檜 林 建 司

一九八六年九月に「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT)のウルグアイラウンド(当初、交渉期限は一九九〇年末に設定されていたが、決着は一九九一年に持ち越された)が開始された主な理由の一つとして、「一九七九年に東京ラウンドが終了してから後、世界的に保護主義が台頭してきたことにより、GATTを中心とした自由貿易体制が大きく侵食されている。」<sup>(1)</sup>という危機感の存在を挙げうることに異論はなからう。

また、いわゆる「南北問題」とりわけ「累積債務問題」

という観点から見ると、先進諸国の保護主義が発展途上諸国からの輸出に対して障壁を形成していることは、解決されるべき主要な課題の一つに数えられよう。<sup>(2)</sup>ここに紹介する本書は、タイに関わる国際貿易法の諸問題を論じたものであるが、本書においても、米国等の先進諸国の保護主義の問題が取り上げられている。そして、先進諸国の保護主義が、タイからの輸出にとって大きな障害となっているという認識に基づき、主に、先進諸国の保護主義に基づくバイラテラリズム・ユニラテラ

紹介  
リズムにタイが対抗するためには、多角的なGATTを  
活用すべきこと、また、先進諸国の保護主義に対してよ  
り有効に対抗できるようにGATTの機能を強化すべき  
こと、が主張されている。

本書は、あくまでタイの立場から書かれたものではあ  
るが、より広く「南北問題」の解決に向けての示唆をも  
含んでいると思われる。著者もその点を念頭に置いてい  
るようであり、「発展途上諸国の利益」に言及する箇所  
が随所に見られる。

本書の著者は、タイのチュラロンコン大学の法学部  
で講義を担当すると共に、同大学の経営管理大学院の  
客員教授をも務めている。本書は、経営管理大学院の  
Business Law 専攻の学生の教科書として書かれたもの  
であり、また、法学部大学院の国際経済法専攻の学生を  
も対象としたものである。

本書（B5版）の本文は五七頁のみで、その構成は次  
のようになっている。

序論 国際経済関係における法の役割についての考

察

## 第一部 概観

第一章 国際的貿易規則の概観…GATT及び外

国の貿易法

第二部 国際的貿易規則のタイに対する適用…幾つ

かの事例研究

第二章 タイ—EEC間のキャッサバ貿易問題

第三章 タイ—米国間のコメ補助金問題

第四章 タイ—米国間の知的所有権問題…著作権

の事例

第五章 タイ—米国間の織物貿易問題

第六章 タイと米国通商諸法

第三部 多角的貿易交渉

第七章 タイとウルグアイラウンド

結 び

本書の半分以上を占める付録においては、GATT、  
ウルグアイラウンドの開始に関する閣僚宣言、多国間織  
維取極（附属書・第四次取極に付された議定書を含む）  
それぞれの全文が掲げられている。

以下においては、本書が日本において必ずしも容易に

入手しえない点を考慮して、その本文の内容をやや詳しく紹介することにする。

- (1) 山崎隆一郎「ガット・ウルグアイ・ラウンドの展望」『国際問題』第三五七号、一九八九年二月、一九頁。
- (2) United Nations Department of Public Information, "Special Session of the General Assembly on International Economic Co-operation" (DPI/10511-March, 1990)
- (3) ウルグアイラウンドにおいて、タイは、「穏健派途上国」に分類されるであろうし、また、農産物貿易の自由化を目指す「ケアンズグループ」に属するものである。

前掲注(1)、二二頁。

- (4) もっとも、こうした観点から見れば、本書の持ついは「限界」の一つとして、発展政策の策定や利益配分の決定への人民の参加という概念を中核とする「発展の権利」の立場に立つ視点が取り入れられていないことが挙げられるであろう。

### 序論 国際経済関係における法の役割に

#### ついでにの考察

タイの輸出が近年急激に増大するにつれ、タイは、様々

な貿易交渉の場に登場するようになった。これにより、政治・経済・法の間存するダイナミックな相互作用を明確に理解することが必要となった。政治・経済・法の三つの要因は、本質的に不可分であるのだが、国際経済関係の法的側面は、ともすれば見過ごされがちである。法は経済政策を実施するための道具であるのと同時に、経済政策を形作るための枠組としての役割をも果たしている。

法が有するこうした二側面は、政治的・経済的考慮が斟酌される際に顕著となる。国際貿易においては、法とは裁判規範のような役割を果たしているのではない。むしろ、法とは、貿易交渉の当事者の政治的・経済的パーゲニングパワーに加わる錘であると考えられるべきであろう。言い換えれば、法とは国際貿易のゲームに関する諸規則の基本的ガイドラインであると見做されるべきなのである。このようなガイドラインに反した行動をとろうとする当事者は訴訟の後に制裁を科されるということはないが、ある程度のコストを支払わなくてはならないかも知れない。このようなコストは、基本的ガイドラインから逸脱する大国をできるだけそれに立ち戻らせるた

介 以上の理論によって、国際貿易法は、裁判所によって執行される国内法と区別されるのであり、国際貿易法は、それ独自の性質を有しているのである。

## 第一部 概観

### 第一章 国際的貿易規則の概観…GATT及び外国の貿易法

#### ① 輸入制限のための緊急措置

GATTは、世界貿易の自由化を目的とするものであるが、その第一九条において一つの例外を設けている。同条によると、締約国におけるある製品の輸入の増加が、「事情の予見されなかった発展」によって、国内生産者に対して「重大な損害」を与えているならば、当該締約国はその製品の輸入を削減するための措置をとることができる、とされている。同条は、緊急輸入救済措置を確立することを意図したものであるが、その適用は「緊急」を遙かに越えてなされることもあると言えよう。一九七

四年から現在まで効力を有している多国間繊維取極がその好例である。

米国は、幾つかの製品のタイからの輸入を削減するために、一九七四年通商法第二〇一条（修正済み）を、GATT第一九条の枠内における措置として適用することを幾度が試みた。第二〇一条が適用されるための最も重要な要件は、そのような製品の輸入の増加により国内生産者が損害を受けたということが、米国の国際貿易委員会（ITC）によって立証されなければならないことであつた。ITCは、履物製品の輸入が国内生産者に対して損害を与えていると判断したことはあつたが、損害は十分に立証されていないと判断することがより多くあつた。このように、「損害テスト」は、発展途上国にとつて有効な保護として機能したのである。

しかしながら、一九八四年通商・関税法第二四九条によつて第二〇一条は修正され、損害の証明はより容易になつた。最近、下院を通過した包括通商法案（本紹介筆者注—一九八八年に、包括通商・競争力法として成立）は、第二〇一条をより一層緩やかにするものである。

#### ② ダンピング防止税

GATT第六条は、ダンピング及びダンピング防止税について規定している。諸国家の国内法にもダンピング防止規定が見られる。これら諸規定は、一般に、ダンピング防止税についてのGATTの枠組みの下にある。この法的措置がタイに影響を及ぼした好例として、タイ製の鋼管に対して米国が一五%のダンピング防止税を課したことが挙げられる。米国は、一九三〇年関税法第七三五条(修正済み)を適用し、タイ製の鋼管が通常より安い価格で米国市場に輸出されたと決定したのである。タイの生産者は、米国国際貿易裁判所において、米国商務省がダンピングマージンを計算する基礎として用いた価格について争う姿勢を示した。また最近になって、米国の産業界は、パイプ止め及び釘の輸出に対するダンピング防止事件を持ち出してきた。

ここで重要なのは、タイは、右の問題について米国と交渉するにあたって、GATT法を援用し得ないことである。なぜなら、米国が有する "Grandfather Rights" に関する例外により、一九四七年四月一〇日時点で存在したいかなる立法も、たとえそれがGATTに反しているとしても、適用され続けらるからである。米国が一九

三〇年関税法を適用しえないようにするには、タイが、一九六七年に締結された「関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定」(一九六七年ダンピング防止協定)の当事国とならなければならない。

### ③ 補助金と相殺関税

GATTは、補助金と相殺関税に関する規則を、第六条と第一六条において規定している。「一般的補助金」はGATTによって認められているが、他の締約国に損害を与える「輸出補助金」は非難され、相殺関税の対象となることとされている。「輸出補助金」には二つの種類がある。一つは、輸入国において同様の産品を生産している国内産業に影響を与える補助金である。もう一つは、第三国の市場での競争に影響を及ぼす補助金である。一九八五年食糧安全保障法の下で米国がコメに対して輸出補助金を与えているのは、後者の好例である。この補助金の効果は、第三国の市場においてタイが有していたコメのシェアの減少となって現れている。米国は外国の輸出補助金に対して、二種類の行動を用意している。一つは、国内産業を保護するために相殺関税を課することである。もう一つは、世界市場においてより有効に

競争しうるよう、輸出業者を支援することである。一九七四年通商法第三〇一条は、外国による補助金交付を「不公正な貿易慣行」の一部であると見做し、大統領に第三国の市場での外国との競争において輸出業者を支援するための権限を与えている。

補助金問題に関する国際法としては、GATTに加え、一九七九年の「関税及び貿易に関する一般協定第六条・第一六条・第二三条の解釈及び適用に関する協定」(一九七九年補助金協定)が存在する。しかしながら、タイは、現在のところ同協定の当事国ではないので、米国は、依然として一九三〇年関税法の三〇三条を適用している。一九七九年補助金協定の非当事国に適用される第三〇三条の下では、ある産品に対して補助金が交付されたということを証明する義務のみが国内手続に課せられており、国内生産者に対して損害が生じたということを証明する義務は存在しないのである。もし、タイが同協定の当事国となったならば、一九三〇年関税法の第七〇一条が適用され、米国の申立人に「損害テスト」を課すこととなる。けれども、同協定の当事国となることは、同協定への加入に先立ってタイが米国と二国間協定

を締結しなければならぬという不利な点が存在する。そのような二国間協定によって、タイが自国の輸出産業に与えている補助金を段階的に廃止しなくてはならなくなるかも知れない。よって、タイは、一九七九年補助金協定の当事国になることから生じる利害得失を十分に検討しなくてはならない。

米国は、タイの輸出品に対して相殺関税を課すことを試みてきた。その一例は、タイから輸入される織物についてである。米国は、一九三〇年関税法の下で、タイ産の織物に相殺関税を課すことを試みたが、タイ織物協会が、織物の生産及び貿易についてタイ政府が認めていた特権を放棄したので、この試みは実行に移されなかった。米国の相殺関税は、タイ産の衣類に対して一・二%が、そしてタイ産のコメに対して〇・七五%が、それぞれ課されているのみである。

#### ④ 外国における特定の立法

外国の議会は、幾つかの産品の輸入を制限する法律を制定することがある。このような例としては、米国における、ジェンキンス法案、一九八七年織物法案、一九八五年食糧安全保障法そして包括通商法案を挙げることが

できる。米国の包括通商法案がもし採択されると、米国の輸出を支援するための大統領の権限（一九七四年通商法第三〇一条）が強化されることになろう。また、同法案が採択されると、米国の特許を侵犯した製品の輸入を排除するために、「損害テスト」の要件を満たすことが必要とされなくなる。

さらに、貿易のみならず投資や開発にも影響を与える外国の立法が存在する。例えば、米国の一九八四年通商・関税法の第五〇二条と第五〇三条は、行政府に対して、一般的特惠制度を發展途上諸国に認める際に、次の二点を考慮に入れることを要求している。一つは、米国の知的所有権の適切な保護である。もう一つは、国際的に認められた労働者の権利の保護である。發展途上国が先進国の知的所有権の完全な保護を認めることは、發展の段階や必要性に合致しないかも知れない。しかし、そのような保護を拒めば、場合によっては、一般的特惠に依存している輸出に対して悪影響が及ぶことがある。一九七四年通商法第三〇一条（修正済み）は、不合理な貿易政策をとる国に対して報復措置をとる権限を大統領に与えている。米国の目から見れば、知的所有権の適切な

保護を欠くことは、不合理な貿易政策の一つなのである。

#### ⑤ 非関税障壁

GATTは、非関税障壁の利用を規制することを目指しているが、第一条二項や第二〇条等において、様々な例外を規定している。

非関税障壁は、しばしば、他のものに偽装される。国内において販売される製品の基準を管理する権限を政府が民間に委ねることは、輸入品に対する障壁を設けるための効果的なメカニズムである。タイからの農産物輸出品は、日本の様々な非関税障壁に直面してきた。タイからの工業製品の七四・一％が極めて自由に日本に入りうるのに対して、タイの農産物輸出品の七一・四％は高関税及び非関税障壁に直面しているのである。

#### ⑥ 市場アクセス

市場アクセスに対する障壁は、関税の形もとりうるし非関税障壁の形もとりうる。この二つは、両方とも国内産業保護の結果である。例えば、EECの共通農業政策や多くの發展途上諸国における関税は、タイの貿易に対する障壁である。

## ⑦ 関税譲許の変更

紹介 GATTシステムにおいて、諸国は互いに関税譲許を与え合うことができる。このような譲許は、一度与えられたら撤回し得ない(第二条)ことから、「拘束的である」と言われる。しかしながら、GATTは、「こうした「拘束」に対する例外をも認めており、第二八条は、関税譲許を変更しようとする際に従うべき規則を定めている。

EECは、キャッサバ輸入に対する数量制限に関して、インドネシア及びブラジルと交渉する際には第二八条の手続に則ったが、タイと交渉する際には同条の手続を回避した。EECは、また、タイのサツマイモ輸出を制限するために、タイと同条に基づく交渉を始めようとした。世界的に保護主義が増大するにつれ、第二八条の手続がより頻繁に用いられるようになることが予測される。

## ⑧ 二国間及び多国間協定の下における輸出規制

織物及び衣類に関する多国間繊維取極は、一九八六年に更新され、さらに四年間効力を有することとなった。同取極はアンブレラ協定であり、この取極の下で、輸出

国と輸入国とが二国間協定を締結することになる。タイは、米国やEECのような主要な輸出先と、輸出自主規制協定という形での協定を締結した。また、EECに対するタイのキャッサバ輸出規制に関する協定も輸出自主規制協定という形式をとっている。このタイプの輸出規制は、輸入国が、法的あるいは政治的制約のために、輸入規制を課したがらない場合に利用されやすいものである。

貿易に関する国際的な規制制度についての以上の概観によって、現在タイが直面している貿易環境が、ある程度明らかになったであろう。貿易の世界とは、経済及び政治を変数として持つのみならず、法をも変数として持つものである。タイは、そのような貿易の世界に身を投じたのである。重要なのは、貿易障壁に対処する戦略を編み出すために、法・政治・経済の三つの手段をいかに用い、その三つをいかに組み合わせるかということなのである。

第二部 国際的貿易規則のタイに対する  
適用・幾つかの事例研究

第二章 タイ—EEC間のキャッサバ貿易問題

第一節 一九八二年までのタイ—EEC間のキャッサバ貿易

EECは、その共通農業政策の下で、EEC諸国の穀物価格が世界における価格水準よりかなり高いままで止まることを許してきた。そして、こうした穀物の高価格は、EECにおける穀物消費、とりわけ家畜飼料としての穀物消費の妨げとなってきたのである。

穀物飼料は、キャッサバと大豆の混合飼料等の非穀物飼料によっても代替されうる。そして、EECは、ディロン・ケネディの両ラウンドにおいて、キャッサバ・大豆に対し、各々六%・〇%という比較的低い関税率を適用することを「拘束化」したのであった。

EECとのキャッサバ貿易は、ブラジルとインドネシアによって始められたが、タイがすぐに両国を追い越し

た。タイにとって、EECのキャッサバ市場の規模は、一九八二年には、七・七億ドルに達し、一九八〇年から一九八二年にかけてのEECのキャッサバ輸入のうち、タイは八七%のシェアを占めていた。このようにして、キャッサバは、タイにとってコメに次ぐ第二位の一次産品輸出品となったのである。

EECにおけるキャッサバの流入と穀物需要の減少とは、輸入関税の減少及び輸出補助金の増大によって、EECの予算にさらなる負担を課した。安い飼料は、フランス・イタリアの犠牲の下で、オランダ・ドイツの家畜生産者に利益を与えた。そして、フランスは、キャッサバ輸入を制限するようEECに圧力をかけた。

EECとのキャッサバ貿易は、常に、タイ政府をシレンマに直面させていた。それは、明らかに利益となる貿易であった。しかし、単一の市場における政策決定に依存した貿易であることを考えると、それは危険な貿易でもあった。

こうした懸念に対しては、キャッサバは比較的育てやすい作物で、その育成には現金支出が殆ど必要とされないと示されうる。つまり、農家にとってはお

なりの柔軟性が確保されているのである。EECの予算問題にも拘らず、EECが穀物についてのその保護政策を急速に取り除くことはないだろうと考えられていた。もし、保護が徐々に撤廃されていったのであれば、タイは、それに対応する調整をごく容易に推し進めることができたであろう。

結局、タイ政府は、何もしないで、輸出が増加するままにしておくことを選択した。しかしながら、キャッサバ貿易へのEECの対応は、穀物についての保護を撤廃することではなく、キャッサバに対する障壁を設けることとして現れたのである。

## 第二節 一九八二年キャッサバ貿易協定

一九八二年、EECは、タイ・インドネシア・ブラジルのキャッサバ輸出国とそれぞれ協定を締結した。インドネシアとブラジルはGATT締約国であったので、EECは、両国をそれぞれ第二八条にいう「主要供給国」。「その譲許について直接に交渉した国」として取り扱った。タイは、その時点において、GATT締約国ではなかったため、EECは、タイに対して、第二八条の手続

に従う必要がなかった。

EEC—インドネシア間及びEEC—ブラジル間の協定の要点は、インドネシア・ブラジルの両国が、EECに「関税数量制限システム」(数量制限を越えた量に対しては、非常な高関税が課せられる)を設けることを一時的に認めるという点であった。協定によれば、一九八二年から一九八六年までの間、GATT締約国には寛大であり経年増加していく割当量(一九八二年には約五九万吨で、一九八六年には約九七万吨に増加している)が認められることとなった。以上の二協定は、一九八六年末に失効することになっていたが、三年間の延長は可能とされていた。

EECは、タイに対して、輸出自主規制協定を締結するように迫り、タイはこれを受け入れた。こうして締結された協定(一九八二年協定)は次の六つの特徴を有する。第一は、タイがGATT締約国ではなかったため、第二八条の下での交渉がなされなかったことである。第二は、合意された割当量は経年減少していくもの(一九八三年と一九八四年は五〇〇万吨、一九八五年と一九八六年は四五〇万吨)であったことである。第三は、

タイが輸出ライセンスを発給しうることである。第四は、EECが、タイにおける地方の開発及び作物の多様化のために援助を与えることである。第五は、EECが、タイ以外の国からのキャッサバ輸入に対してタイの地位を確保すること、及び、キャッサバと直接競争関係にある他の炭水化物作物の輸入がタイに与える影響を「考慮すること」という緩やかな義務を負ったことである。第六は、この協定は一九八六年一月に失効するが、三年間の延長が可能であるということである。

以上の特徴を有する協定を締結するにあたって、タイ政府関係者は、次のような認識を持っていた。第一に、タイがEECに向けて七三〇万トンものキャッサバを輸出したことがあるということを考慮すれば、協定によって割り当てられた数量は比較的少ないものであるが、タイ政府関係者は、このような数量制限のマイナスと比べて、タイが輸出ライセンスの発給者となりうること（つまりクォータレントを手にしうること）のプラスは十分なものであると考えた。第二に、GATT締約国でないタイにはEECに対するバーゲニングパワーがあまりない、という認識が広まっていた。

このような立場に対しては、反発も存在した。多くの者は、タイには経済的・政治的・法的なバーゲニングパワーがあまりないにしても、政府は、この協定の締結を少なくともタイがGATT締約国となるまで遅らせるべきだと考えた。しかしながら、EECは、もしタイが輸出自主規制協定に署名せずにGATT締約国となったならば、GATT第三五条（特定締約国間における協定の不適用）を適用するであろうことを、強く示唆したのであった。また、経年減少する割当量は不公正であると主張もあった。この主張は、EECとASEANとの間の協定の下における最恵国待遇によって、タイは、インドネシア・ブラジルに対して、EECにおけるそのシェアを維持しうるという理由に基づくものである。最後に、タイに対する影響を「考慮すること」という文言は、曖昧過ぎるものと考えられた。

一九八二年協定に関する以上のような認識と議論は、一九八五年に、同協定を延長すべきか否かの決定がタイにおいて問題となったときに、再び大きな役割を果たすことになった。EECは、一九八二年には、GATTを自らの利益のために用いたが、一九八五年には、GATT

紹介  
Tを適用することはリーガリスティックであり賢明ではないという立場を明らかにした。

### 第三節 一九八五年から一九八六年の交渉

一九八五年に、一九八二年協定を存続させるか否かという問題が生じたとき、政策決定における主要な要素は、一九八二年にタイがGATTに加盟したというタイの法的地位であった。

一九八二年協定を延長すべきだという立場に立つ者から見れば、同協定は、タイがEECに輸出しうる数量を保障しているので、確実性を提供しているものであった。GATTは、張り子の虎で信頼するに足らないものだとされ、EECとの間の条約は、多角的なGATTへのEECとタイのコミットメントよりも信頼しうるものであるとされた。

これに対して、タイは既にGATT締約国となったのであるから、GATTの諸原則から利益を受けうると主張する者もあった。特に、ケネディラウンドにおいて与えられた譲許によって、キャッサバは、EECへ六%の関税を課せられるだけで数量制限なしに輸入されうる点

が指摘されたのである。彼らによれば、EECとインドネシア・ブラジルとの間の協定は、一九八六年に期限の来るものであり、GATT第二八条の下では、それ以降の譲許の「非拘束化」は、全ての関係締約国との交渉の後にも認められうるものなのである。そして、タイがGATT締約国となったからには、インドネシアに代わってタイがEECへのキャッサバの「主要供給国」となると主張された。

EECは、しばしばタイ政府に対してはあまりリーガリスティックにならないよう示唆したが、EEC自体は、幾分リーガリスティックな立場に立った。例えば、EECによれば、インドネシアとEECとの協定は永久的なものなので、「非拘束化」に関しては、タイあるいは他のGATT締約国と交渉する必要はないとされた。

このようなEECの態度に対して、タイは、自国の立場を補強するためにGATTを援用することに二の足を踏んだ。タイ国内での議論では、果たしてタイはGATTの小委員会（パネル）において「勝訴」しうるかが確実か否かという疑問が提起されたが、このような疑問は、貿易交渉におけるGATTメカニズムの利用に關す

る誤解を示している。満足しうる解決に達するためにGATTの紛争処理手続を利用することと、国内裁判所において勝ったり負けたりすることとは、違うのである。GATTを援用することに二の足を踏んだため、タイ政府は、交渉相手ではなく哀願者となつてしまったのである。

一九八五年のうちに、タイの通商大臣がブリュッセルに赴き、キャッサバに関する新しい協定について交渉した。以下が交渉の結果である。第一に、議定書草案は、一九八二年協定を一九八七年から一九九〇年まで延長し、割当量は年五二五万トンに拡大された。第二に、タイから輸出されるキャッサバについては六%の関税率が適用されることとなった。しかしながら、EECは、こうした取り扱いはこの議定書の有効期間に限って認められるという点に特に言及した。しかもなお、同草案第三条では、将来においては、タイから輸出されるキャッサバに對して、穀物並の高関税を課しうることを認めたと受けて取られかねない文言が用いられた。第三に、同草案は、タイがGATT締約国となったことを考慮に入れることのみを述べていた。つまり、「主要供給国」としてのタ

イの地位は認められなかったのである。

以上のような交渉結果については、タイ国内でも疑念が表明され、内閣は、一九八六年五月、通商大臣に、議定書草案を修正するための合意を求めよう伝えた。EEC委員会は、いかなる変更についてもEEC理事会によって権限が付与されていないと主張して、修正を拒否した。そこで、両当事者は、協定より法的拘束力において劣る「合意細目」を作成し署名することに合意した。この合意細目の下で、「主要供給国」以外に関するタイの主要な懸念は手当てを施された。

右の協定により、タイは、インドネシアを「主要供給国」として認めているEEC—インドネシア間の協定について、四年間異議を唱えないことを約束した。EEC—インドネシア間の協定は、一九八九年に失効するが、一九九〇年まで異議を唱えないというタイの義務は、一九八九年にタイが「主要供給国」としての地位を主張するのを妨げることになる。しかもなお、EEC—インドネシア間の協定は、前のものと同様に三年間の延長が可能なので、EECが、再び、この協定は永久的なものなので、関税譲許の変更に関しては、タイと交渉する必要

はないと主張することが予測される。

GATTの諸規定を援用することに對するタイのため  
 らいは、GATTの実効性に対する信頼の欠如、GATT  
 Tによる紛争解決に対する誤解、そしてGATTの手續  
 がどのように作用するのかということに對する理解の不  
 十分に由来するものであると言えよう。

このように、タイが直面している多くの問題は、官僚  
 制内部における人材不足の結果であり、その限りにおい  
 ては自ら科したものである。もっとも、問題の一端  
 はGATTの難解さにあるとも言えよう。GATTの難  
 解さというのは、タイを含む発展途上諸国には手が届か  
 ないほどの専門的知識のレベルを要求するのである。

### 第三章 タイ—米国のコメ補助金問題

#### 第一節 一九八五年までの世界におけるコメ貿易

一九七〇年代後半以降、世界のコメ貿易においては、  
 米国のタイが主たる輸出国としての地位を占めていた。  
 一九八〇年には、米国の第一位の輸出国であり、僅差で

タイがそれに続いていた。そして、一九八〇年と一九八  
 一年には、コメの価格がピークに達していたのである。

この兩年における好調さの陰には、とりわけ米国のコ  
 メ産業における弱点が隠されており、それは一九八〇年  
 代中に明らかとなってきた。コメの名目価格の上昇は、  
 米国において地価の高騰に油を注ぎ、コメの価格が下が  
 れば地価を支え切れないうちになつていた。一方、コメ  
 の九〇%が生産され消費されるアジアにおいては、緑の  
 革命の成果が展開し続けていた。また、振り返って見れ  
 ば、一九八〇・八一年におけるミニブームは、韓国にお  
 けるコメ生産の不足によつて生じたものに過ぎなかつた  
 のである。さらに、一九七〇年代を通して最大のコメ輸  
 入国であつたインドネシアは、一九七七年頃からコメの  
 増産に成功し、同国のコメ輸入は、一九八四年にはゼロ  
 となつたのである。

米國議會は、一九八一年に、農産物に関する五ヶ年法  
 を通過させるにあつて、以上のような事態の展開を予  
 測し得ず、結局、米國産のコメ輸出価格が高止まりする  
 結果を生み出した。他方、タイ産のコメ輸出価格は下落  
 し続けたが、タイ政府がこの価格下落に寄与したことと

言え、輸出税を一貫して引き下げたということのみであった。この結果、米国産のコメとタイ産のコメの価格差は拡大の一端を辿り、米国の輸出シェアが減り続ける一方で、タイのシェアは増え続けたのである。

### 第二節 一九八五年食糧安全保障法のコメ条項

一九八五年食糧安全保障法のコメ条項の起草者達は、コメ生産者が集団的にコメ生産から撤退するのを避けようとした。そして、起草者達は、米国は世界のコメ市場において、そのシェアをとりわけタイから取り戻すべきだという趣旨の文言を用いた。このことは、タイがそのコメ輸出に対して不公正な補助金を与えているという立場を示唆していた。

米国のコメ生産における価格構造は、価格の下方硬直性を有している。世界市場における競争力をつけるためには、政府からの補助金を増やすしか方法がなかった。一九八五年食糧安全保障法のコメ条項は、まさにこの方法を選択したのである。

### 第三節 米国のコメ計画と国際的経済規則

農業補助金によって、同種の農産物を輸出している諸国に生じた損害に対する救済は、GATT第一六条一項・三項及び一九七九年補助金協定に基礎付けられる。

但し、タイは一九七九年補助金協定の当事国ではないので、タイが同協定の諸規定を用いることはできないであろう。(ただ、この協定は全てのGATT締約国に適用されるべきだと主張する国も幾つか存在する。)

米国は、GATTに対する“Grandfather Rights”に関する例外によって、自国の農業輸出補助金は許容されると主張してきた。つまり、一九八五年食糧安全保障法は一九三三年農業調整法の延長であると主張してきたのである。

しかしながら、この主張は、殆ど実体を伴うものではない。なぜなら、旧法の下で存在した国内的農業補助金に加えて、一九八五年食糧安全保障法は、それまでにはなかった補助金に関する重要な新しいメカニズムを付け加えたからである。

一九八五年食糧安全保障法の下における補助金のある部分は、輸出補助金ではなくて国内的補助金であると思

做しうる。けれども、GATT第一六条一項は、他国に悪影響を及ぼすあらゆる形態の補助金をカバーしているのである。米国の法律には、他国の補助金が「国内的補助金」であろうが「輸出補助金」であろうが、輸出を促進するものであれば、それに対する救済を用意している規定が幾つか存在する。さらに、カナダにあるミシュラの工場で生産されたタイヤにカナダ政府が補助金を交付しており、かつ、そこで生産されたタイヤの七五%が米国市場向けであるという事例において、米国財務省は、一九七三年、相殺関税を課しうると判断している。この事例は、ほぼ同じパーセントが輸出されている米国产のコメについてもあてはまるものである。

米国内法・GATT・一九七九年補助金協定の下では、右に見た米国の補助金は、米国产のコメの輸出によって自国のコメ産業に損害を受けた輸入国による相殺関税の対象となることは明らかである。しかし、タイはコメの輸出国である。重要な点は、タイが、米国と交渉する際に、国際的貿易規則に依拠しうる否かである。

#### 第四節 輸出補助金に対処するためのGATT法

##### の利用

タイが依拠しうるGATT法とはGATT第一六条であるが、ここで問題となるのは、同条三項にいう「当該産品の世界輸出貿易における当該締約国の衡平な取分をこえて」という範囲をはっきりさせるのが、たいへん困難だということである。

一九七九年補助金協定第一〇条二項は、その意味を明らかにすることを試みている。それによると、「GATT第一六条三項について、(a)『世界輸出貿易における衡平な取分をこえて』とは、署名国によって与えられる輸出補助金の効果が、(中略)他の署名国の輸出を締め出す(displace)ものであるあらゆる場合を含む。」とされている。

「他の署名国の輸出を締め出す」という文言が、「衡平な取分」という概念を理解するための鍵であるように見受けられる。けれども、GATTの実行を手段に概観すれば、この概念の適用における混乱と不明確性が明らかとなる。

「衡平な取分」という問題についてのGATT小委員

会の決定は、これまでに四件存在する。第一の事例は、一九五〇年代末、オーストラリアがフランスの小麦輸出に対して申し立てたものであった。この事例において、小委員会は、フランスによる払戻金制度が輸出補助金の役割を果たしていると決定した。小委員会は、『「衡平な取分」についての統計的な定義は存在しないが、補助金は、フランスの小麦及び小麦粉の輸出を増大させることに大きく貢献している。』と述べ、「特に小麦粉に関する現在のフランスの取分は、衡平な取分をこえている。」との結論を下したのである。この事例は、「衡平な取分」とは我々が頼りにすることのできるものであるとの希望を与えるが、これに続く三事例は、このような期待を失わしめるものである。

一九七〇年代末、小委員会は、砂糖輸出に関するEEECの払戻金を巡って生じた、オーストラリア—EEEC間及びブラジル—EEEC間の紛争において、確固とした結論を出さなかったのである。それは、EEECの取分の増大と相手側の取分の減少との間の因果関係について判断することが困難である、という理由によるものであった。小委員会は、一九八三年、小麦粉に関する米国—EEEC

間の紛争についても、この先例を踏襲した。

また、GATTの実行においては、個々の諸市場における取分（世界全体における取分とは区別される。）の問題が明らかにされていない。フランスの小麦粉の事例において、小委員会は、取分とは世界輸出市場に関するものであって、個々の諸市場に関するものではない、と判断した。しかしながら、砂糖についての二事例において、小委員会は、この原則を再確認しつつも、輸出の締め出しの存否を決定するにあたって、個々の諸市場に対して大きな考慮を払ったのである。

以上に示した不明確性の他に、「締め出す」とは、部分的に締め出すことを意味するのか、それとも、完全に締め出すことを意味するのか、といった点や、「締め出す」とは、数量における減少のみを指しているのか、低価格で売らなければならないような状況をも含んでいるのか、といった点等の不明確性が存在する。

米国のコメ補助金は、GATTや一九七九年補助金協定の精神及び意図に反するものではあるが、これまで見てきたことから分かるように、タイは、米国のコメ補助金問題に対処するために、GATT法やGATT小委員

会に頼ることはできない。これは、GATTの実体法が、曖昧で、個別的な状況を十分に取り扱い扱っていないことによるものである。

#### 第四章 タイ—米国間の知的所有権問題…著作権の事例

##### 第一節 序 論

ウルグアイラウンドにおける多角的貿易交渉においては、これまでGATTの枠内では規制されていなかった様々な新しい問題が交渉の議題となった。知的所有権保護は、そのような諸問題の一つである。

このような動きに対し、他方では、知的所有権保護に関する特定の諸問題について、多角的貿易交渉とは独立して、二国間交渉が進められている。おかしなことに、このような二国間交渉の実施は、多角的貿易交渉に知的所有権問題を含めることを最も強硬に主張した米国によって、強く要求されているのである。タイと米国との間における著作権に関する交渉は、知的所有権に関する二国間交渉とGATTとの間のずれを反映している。こ

の事例から導き出される教訓は、発展途上諸国が交渉のためにどのような戦略をとるべきかということに、光をあてるものであろう。

##### 第二節 知的所有権に関するタイ—米国間の交渉

二国間交渉において、米国は「アメとムチ」の政策をとった。「アメ」には、知的所有権保護が発展途上諸国にとって有する意義についての情報を広めるためにセミナーを開催することや、発展途上諸国の公務員や学者等が海外で研究・調査をすることに援助を与えることが含まれていた。「ムチ」には、一般的特惠制度の下における諸権利を撤回すること、米国の知的所有権を侵害する品物を輸出している国に対して貿易面での報復措置をとること、そして、IMFや世界銀行における米国代表がそのような国への借款等の延長に対して反対票を投じる政策をとることが含まれていた。

著作権について米国がタイに主張したことは、一九六八年に両国間で締結された「友好及び経済関係条約」(以下、一九六八年条約と略す。)を実施するために一九七八年著作権法(以下、一九七八年法と略す。)を改正し

て、米国の著作権を有する著作物を保護し、また、保護の対象をコンピュータソフトウェアにまで拡大することであった。

ここで指摘しておくべき事実は、一九三一年以来、タイは、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(以下、ベルヌ条約と略す。)の当事国であるのに対し、米国はその当事国ではないということである。よって、ベルヌ条約の当事国である七六ヶ国の国民は、タイ国外で著作権をとった著作物について、タイ国内法の保護を受けることになるが、米国民は、原則としてそのような保護を受けることができない。そこで、米国は、一九六八年条約第五条二項に定める内国民待遇原則が、米国民の著作権に適用されるべきだと主張するのである。現在、タイ国民の著作であれば、それが世界のどこで創作されたもの(あるいは最初に公表されたもの)であっても、タイ国内法の下で保護されるのに対し、米国民の著作物がタイ国内法の保護を受けるためには、それがタイ国内において創作されたものであるか、その最初の公表がタイにおいてなされたものでなくてはならない。米国の主張によれば、このような待遇は内国民待

遇に反しているのである。

タイ政府は、タイの条約上の義務に関する米国の主張に同意した。米国が一般的特惠制度を撤回したり貿易面での報復措置をとったりすることを恐れて、内閣は、一九八七年五月に、一九七八年法の改正案を承認した。この改正案によれば、米国民にも、ベルヌ条約当事国の国民と同等の保護を与えられることになる。タイ政府は、米国にベルヌ条約当事国に対する義務以上のものを与えないという原則を打ち立てていた。また、コンピュータソフトウェアの保護を米国に与えようとしなかった。

以上の改正案を巡って、タイ国内では激しい論議を巻き起こした。タイの国内事項への外からの圧力に向けられた不満に加え、改正に反対する論者は、以下の理由を挙げた。

① タイは、一九七八年法を改正する条約上の義務を負っていない。

一九六八年条約第五条二項には内国民待遇原則が掲げられているが、この原則には「適用されうる法律及び規則がある場合には、それに従って」限界が付されている

のである。ここにいう「法律及び規則」という文言は、形式に関するのみならずいかなる法的要件を含むものである。もし、条約が形式的要件のみに言及しようとしたのであれば、一九六八年条約に先行する一九二〇年の旧条約のように、「法律によって規定される形式」という文言を用いたであろう。

さらに、著作権に関する立法の起草者は、内国民待遇を制限する権利について一貫した理解を有していたことが挙げられる。一九六八年時点で既に存在していた一九三一年の「著作物及び芸術作品の保護に関する法律」においては、ベルヌ条約の非当事国国民が著作権についてタイ国民と同様の保護を受けるためには、その著作物や芸術作品が、タイにおいて創作されたものかその最初の公表がタイにおいてなされたものではなくてはならない、という条件を定めていた。このような条件は、一九六八年から一〇年後に立法された一九七八年法における条件と同じである。

さらに付け加えるならば、一九六八年条約第五条二項の「締約国の領域にある国民」という文言は、既に締約国の国内にある相手国の国民を保護することを目的とす

るものである。また、この種の友好条約一般についても、このことがあてはまる。よって、一九六八年条約は、米国法の下で保護されている著作権を保護することを目的としたものではないのである。

② 一般的特惠制度から生じる利益を政府が過大評価していること

改正に反対する論者によると、一般的特惠制度とは、不確実なものあって、それを与える国の設定する条件に服するものである。実際、米国は、ある製品の輸入が一定の上限を越えると、当該産品を一般的特惠のリストから外すことにしている。さらに、タイ政府は一般的特惠制度から生じる利益を三億五一〇〇万ドルと算定しているが、これは、一般的特惠制度の下における貿易総額であって、同制度から生じる利益ではない。同制度が撤回されたとしても、三億五一〇〇万ドルの全てが失われるわけではなく、その影響は、市場構造と各産品の条件とに左右されるのである。最後に、タイから米国に輸出されている三〇〇〇を越す品目のうち一般的特惠制度を利用したものが五三一品目に過ぎないことは、一般的特惠制度がタイの輸出経済にとって死活的なものではないこ

とを表している。

一般の特恵制度と著作権法改正との交換を巡る議論は、米国情報局 (United States Information Service) が、一九八七年五月一八日、一般の特恵制度は著作権法改正と交換されうるものではないという宣言を発したことによってさらに複雑なものとなった。論者のうちには、この宣言を、著作権法を改正しなければ一般の特恵制度の延長に影響を与えるが、著作権法の改正が一般の特恵制度の維持を保障するものではないという意味に解釈する者もいた。おそらく、その解釈は的を射たものであろう。

③ 著作権法の改正 (とりわけコンピュータソフトウェア ウェアが保護の対象に含まれる場合) の経済的影響が研究されていないこと

著作権保護の対象にコンピュータソフトウェアが含まれるか否かについて、現在のタイの法律は不明確である。著作権法改正に反対する論者は、この問題をはっきりさせるべきであると主張する。とりわけ、タイには著作権法を改正する条約上の義務がないのであるから、タイは、国内における経済的利益に基づいて、どのような

ものが改正の対象から外されるかを特定しうるはずである。一九六八年条約も、この点については曖昧である。米国は、「著作物」という文言がコンピュータソフトウェアを含むものであると解釈するが、タイの法律専門家の多くは反対の解釈をしている。

④ 貿易における米国の報復を政府が過度に恐れていること

一九七四年通商法第三〇一条 (一九八四年通商・関税法によって修正され、包括通商法案において改正されようとしている) に基づく措置がとられる可能性は確かに存在するが、この措置をとるためには、米国の貿易相手国が「不公正あるいは不合理な慣行」を遂行していること、という要件が満たされなくてはならない。著作権法改正に反対する論者は、「不公正な慣行」について、タイは著作権法を改正する条約上の義務を負っていないことを主張する。また、「不合理な慣行」については、一九三一年以来、タイはベルヌ条約システムの下の十分な保護を与えている、と論じることができよう。ここで指摘しておくべきことは、米国自体が、ベルヌ条約に加入することを検討しているということである。

知的所有権問題について、タイにも米国にも、何かを成し遂げようとする姿勢が見られない。タイ国内において、著作権法改正問題を巡って様々なロビー活動が生じている一方で、米国内においても、タイ向けの一般的特惠制度を撤廃するよう政府に働き掛ける有力な動きが存在する。米国内におけるこのような動向は、両国間の関係を不必要に悪化させるものであり、また、米国が元々欲していた利益の獲得には至らないものである。

### 第三節 この事例から導き出される教訓

右の事例研究は、多角的貿易交渉において、発展途上諸国が、知的所有権問題に関してどのような交渉戦略をとるべきかという観点から見て、重要な教訓を与えるものである。

- ① 米国によってとられている二国間アプローチは、著作権に関する国際レジームにおいて得られるよりも多くの権利を実現するためのものである。米国のアプローチがもし受け入れられたならば、多角的な交渉の場における知的所有権に関する議論を予め封じ込めることになるであろう。よって、タイ（そし

ておそらくは他の発展途上諸国も）は、知的所有権問題についての交渉を可能な限り多角化させるよう努めるべきであり、世界的所有権機関(WIPO)やGATTのニューラウンドが、そのような議論の場とされるべきである。特に著作権保護に関しては、タイが、WIPOによって実施されているベルヌ条約の当事国であることが想起せられるべきである。

米国民も、米国がベルヌ条約の当事国となれば、米国で取得した著作権がタイにおいて保護されるのであり、タイが、米国との間に著作権に関する新しい制度―特に、不利な交渉から生み出される制度―を確立しなければならぬ理由はない。

もし、先進諸国との二国間対決が避けられないのであれば、タイは、二国間交渉においてコミットメントを与えることをできるだけ先送りしつつ、多角的な交渉の場において知的所有権問題を交渉するという先進諸国のコミットメントを強調すべきである。GATTのニューラウンドを開始する閣僚宣言を先進諸国が支持したことは、そのようなコミットメントを明確に表している。発展途上諸国は、この

関僚宣言に盛り込まれている、知的所有権保護のための交渉それ自体は正当な貿易の障害とはならない、という条項を強調すべきであろう。

② 問題を多角化する試みにおいて、発展途上諸国は、右の関僚宣言のスタンダードスタイル条項やロールバック条項を活用すべきである。一般的特惠制度を相互的利益を得るために用いることや、貿易面での報復措置をとること、そして、国際規則が存在する領域において国際貿易を規律するために国内法を適用することは、いずれもGATTの法や目的に合致するものではない。こうした行為は、スタンダードスタイル条項(新しい措置の場合)やロールバック条項(現存する措置の場合)における義務に服するものである。

③ この事例は、タイが、この問題をGATTの新交渉に持ち込んだ場合に得られたであろう利益に気が付いてないことを示している。この点については、著作権法を改正するようという米国の要求にタイ内閣が同意を与えたのは、ウルグアイラウンド開始まで間もない時点においてであったことが指摘され

る。

④ 米国は、韓国・台湾・シンガポール・マレーシア・フィリピン等の発展途上諸国に圧力をかけて知的所有権法を改正させたことにより、GATT等の多角的交渉の場において交渉されるべき知的所有権保護の一定の基準を作り出した。これらの諸国は、米国が知的所有権保護に関する政策を進めていくうえでの足掛かりである。

⑤ 知的所有権に関する二国間交渉は、ギブ・アンド・テイクを眼目とする通常の貿易交渉ではないことが留意されなくてはならない。一般的特惠制度を交渉のための「ムチ」として用いることにおいて、与えるものは、既に与えられている利益を奪わないという一時的な約束なのである。

さらに重要なのは、一般的特惠制度を知的所有権保護との取り引きの材料としなくてはならない場合、発展途上諸国は、一般的特惠制度の利益について再考すべきことである。第一に、それは、特惠供与国に何の法的義務も課していないものである。第二に、特惠供与国は、それに様々な条件を付け加える。

第三に、タイの場合、米国向け輸出の約八〇%がこの制度を利用してはいない。

一般の特恵制度が重要でないとか役に立たないというのではないが、その利益は過大評価されてはならないのである。

⑥ この事例研究は、交渉の場における法の有益な役割をタイが見過ごしていたことを示唆している。例えば、知的所有権問題をGATTの義務の下に持ち込むならば、タイの交渉力は強化されたであろう。

米国の保護主義的立法を合理的なものに改めることを米国行政部を納得させるためにGATTを手段として用いることは、発展途上諸国によって採用されるべきアプローチである。こうした行動は発展途上諸国によって集団的にとられるべきであり、そうすることによって、米国が従わなくてはならない国際的義務が存在することを、米国議会にメッセージとして送ることができるのである。

また、これまで、タイは、米国の立法過程を活用してはいない。例えば、上下両院の議員との議論や、上下両院の委員会や連邦通商代表部(USTR)に

おける公聴会は、タイの主張を示してその正当な利益を保護するためには、たいへん有益であったであろう。

⑦ タイは、これまで、各問題におけるコストと利益の関係について研究していない。著作権の場合について言えば、誰も、著作権法改正によって生ずる経済的効果を算定していないのである。関連する研究を実施していなければ、発展途上諸国は、十分な準備を整えている先進諸国との交渉において、たいへん不利な立場に立たざるを得なくなる。

この点に関して付言すれば、GATTや他の貿易関連諸機構が、発展途上諸国に、多角的貿易交渉への準備において援助を与えるならば、その貢献は意義深いものとなるろう。

## 第五章 タイ—米国の織物貿易問題

世界の織物貿易の半分は、多国籍繊維取極の下で行われている。多国籍繊維取極とは、織物の輸入国と輸出国とが当事国になっている多角的条約である。同取極が発効した一九七四年においては、それはGATT第一九条

の一时的な例外であったが、以来、現在に至るまで、同取極は、織物貿易協定を交渉するための国際的フォーラムを構成してきたのである。タイも、この取極の当事国となっている。同取極の下において、当事国は、一般的諸規則―取極の対象となる品目の範囲や、緊急措置を課すための条件である「市場攪乱」に関する基準等―について合意している。

もつとも、タイと米国の間の織物貿易に影響を与える諸規則は、同取極に限られているわけではない。本章においては、多国間繊維取極のシステムについて簡略に論じた後、タイの織物貿易に影響を与える（またはそのおそれがある）、米国との二国間協定及び米国内法に触れることにする。

### 第一節 多国間繊維取極

織物貿易を制限することは、多国間繊維取極によって始められたわけではない。一九六一年に綿製品貿易に関する短期取極が締結され、翌年には綿製品貿易に関する長期取極が締結された。綿製品貿易に関する長期取極によると、先進諸国は、現実的なあるいは潜在的な「市場

攪乱」の源であると思われる発展途上諸国からの輸入に対して制限を課すことができるとされていた。

このような制度は、GATT第十九条の緊急輸入制限措置を迂回するものであった。まず、第十九条の下では、「市場攪乱」ではなく「重大な損害」の証明が要求されている。また、同条によれば、輸入制限は無差別的でなければならぬ。つまり、発展途上諸国からの輸入に対して制限を課すならば、先進諸国からの輸入に対しても制限を課さなくてはならないのである。長期取極は、以上のように第十九条を迂回しているのにも拘らず、発展途上諸国から見れば、割当量の増加を保障するものであった。

綿製品貿易に関する長期取極は、一九七四年に、多国間繊維取極に取って代わられた。多国間繊維取極は、一九七七年、一九八一年、一九八六年と三度延長され、一九九一年まで効力を有することとなっている。多国間繊維取極は長期取極と同様の性格を持っているが、対象品目が綿織物以外にも拡大されたことや、「市場攪乱」等に関する基準がより詳細に定義されたことが、長期取極との主たる相違点となっている。多国間繊維取極には、



① 米国の要求を受け入れて、植物性繊維と絹混紡が、貿易制限を課しうる対象に含められた。この対象拡大には曖昧な点が幾つかある。その一例として、絹「混紡」とは何なのかという問題があるが、この問題は、タイやインドにとってはたいへん重要なものである。

② 取極第三条がより制限的なものにされた。新議定書によると、輸入の差し迫ったかつ重大な増加が、「市場攪乱」の再発や悪化を引き起しうる場合や、安定した秩序ある貿易の発展を阻害しうる場合、輸入国は、さらに一二ヶ月ないし二四ヶ月間の輸入制限を継続しうるとされている。

③ 貿易の増加率及び柔軟性について輸出国と輸入国との間で締結される協定が、貿易を縮小させるものであったり、柔軟性を減じるものであってはならないこととされた。

④ 第三次取極においては、割当量を消化し切っていない輸出国からの輸入が急激に増加した場合、輸入国が当該輸出国の割当量を調整したり減少させたりすることができる。新議定書では、こ

のような場合、輸入国と輸出国が、双方にとって受け入れ可能な解決に至るために協議しうることを、そして、もし適当ならば、衡平かつ数量を明示しうる補償が解決の中に含まれることが規定された。新議定書は、右の①・②において、多国間繊維取極をより保護主義的なものにするものであるが、③・④においては、少なくとも自由貿易という観点から見ても、多国間繊維取極を改善するものでもある。

#### 第二節 二国間協定

タイが一八ヶ国と結んでいる二国間協定は、一般に次のような特徴を持っている。

① 協定締結の目的が輸入国の一方的な制限措置を排除する点にあること。

② タイが輸出ライセンスの発給者となること。つまり、タイは、自国の輸出業者に数量を割り当て、最も高い価格を示した買い手に売ることができる。

③ 幾つかの品目についてのみ割当量が課されること。それ以外の品目は自由に輸出されうる。

④ タイに対す割当量は、年毎に一七%増加するも

のでなければならぬこと。

⑤ 見本のための製品、手工芸品、そして価格が二五〇ドルを越えない製品は、全ての割当量から除外されること。

織物に関するタイ—米国の協定は、まず、一九七一年に締結された。現行の協定は、一九八三年から一九八七年まで有効なものである。

米国は、自国国内産業に影響を与える程度の量でタイから輸出されている品目として、二〇の品目を指定している。これ以外の品目は自由に輸出されうるが、織物全体としての輸出量の上限が設けられている。一九八四年と一九八五年において、タイはこの上限を越える量の織物を輸出したので、米国行政部は、一九八五年に、輸入制限措置をとることとなった。しかしながら、ここで指摘しておくべきことは、タイの織物輸出全体の中で米国向けの輸出が占める割合は三六%であるのに対して、米国の織物輸入全体の中でタイからの輸入が占める割合は一・八%だということである。

現行の協定は一九八八年に失効するが、第四次多国間繊維取極の締結後における、協定延長に対する米国の交

渉姿勢が注目される。さらに、新協定は、貿易の自由化を目的とするウルグアイラウンドの最中に締結されることも注目されるべきである。織物貿易が多角的貿易交渉の議題に含められたことが、米国が他国と交渉を進めている二国間協定にどのように影響するであろうか。

### 第三節 米国内法の下における制限

#### ① 基準制限と製品分類

米国は、基準制限と製品分類に関して厳格である。こうした制限は、GATTの下で許されているのだが、基準や分類を決定するための手続を複雑なものにすることは、貿易に対する障害を設けるための良く知られた戦略である。タイは、米国向けの織物輸出において、この種の困難に直面している。

#### ② 原産地規則

米国内法によると、製品の原産地を示すために、輸出国政府が原産地を証明する証書を発行しなくてはならない。この措置は、一般的に受け入れられているものではない。この措置は、一九八四年以来、さらに、使用された原料や加工工程の詳細を提示することを要求するよ

うになったと言われている。これは、数量制限制度を通して既にコントロールされているタイの織物輸出業者に、不必要な手間を掛けさせるものである。

### ③ 相殺関税

相殺関税は、原則としてGATTの下で合法であるが、その調査手続や関税の額が、タイの織物貿易に対する障害を形成している。

### ④ ジェンキンス法案

ジェンキンス法案は、法律として成立しなかったが、一九八五年においては、大きな脅威となっていた。ここで注意しておくべきことは、この法案が、第四次多国間繊維取極に関する交渉が一九八六年に開始されるずっと以前に提出されたことである。この法案は、一般に、米国が第四次取極をどのようなものにしようと欲しているかを、世界に知らせるためのものであると解された。

### ⑤ 織物及び衣類の貿易に関する新法案

織物及び衣類の貿易に関する新法案が、現在、議会に提出されているが、この法案は、米国が負う多くの国際的義務に違反するものである。

この法案は、まずGATT第一九条に違反する。例え

ば、GATT第一九条は、国内生産者に対する「重大な損害」またはそのおそれを生じさせた産品に対して、緊急輸入制限措置をとることを許している。しかし、新法案は、個々の産品の輸入が損害を生じさせているという特定のな認定や証拠を要求していない。織物産業に対する損害という包括的な認定は、GATT第一九条に規定されている損害の証拠とはならないのである。

新法案は、多国間繊維取極にも違反する。例えば、多国間繊維取極は、「市場攪乱」という要件を満たすためには、輸入量・利益・雇用状況・生産性等によって示される「深刻な被害 (serious damage)」が存在しなくてはならないとしている。しかしながら、新法案においては、被害の存在を包括的に推定するようになってい

る。この法案に対しては、おそらく、大統領が拒否権行使し、その拒否権が覆されることはないであろう。しかしながら、この法案に関する動向には注意し続ける必要がある。それは、米国の政治状況が変化しうるとい理由からだけではない。米国が締結している織物に関する二国間協定の多くは、一九八八年一月三十一日に失効するが、この法案が、米国の交渉姿勢にある程度の影響を

与えるかも知れないからでもある。

## 第六章 タイと米國通商諸法

米國における保護主義的感情の台頭、及び、タイからの米國への輸出の増大により、貿易に対する米國の規制制度に深い注意を払うことを必要となった。本章においては、米國の通商諸法とそれら諸法の改正への動きに焦点を当てることにする。

### 第一節 輸入救済措置

一九七四年通商法第二〇一条(修正済み)は、米國內産業が ITC に輸入救済の申立を提出することを許している。また、大統領、USTR または議会の委員会も、ITC に輸入救済措置をとるよう要請しうる。

輸入救済措置がとられるか否かを決定するための基準として、いわゆる「損害テスト」が存在するが、米國における傾向とは、損害の証明をより容易になしうるようにしようとするものである。

### 第二節 ダンピング防止税

米國における現行のダンピング防止税については、第一章に述べたが、包括通商法案は、それを、GATT の範囲を越えるまでに発展させようとするものである。

第一に、法案は、「脇道ダンピング (diversionary dumping)」に対処するための措置を規定している。「脇道ダンピング」とは、外国の製造業者が、米國における公正な価格以下で売られたと米國商務省によって既に認定されている主要な材料や構成部分を購入することである。例えば、タイによって日本から輸入された鉄鋼がダンピングされていたならば、その鉄鋼で作られた鋼管がタイから米國に輸出される際には、ダンピング防止税の対象となるのである。もっとも、法案は、この規定の適用に対して次のような制限をも設けている。それは、主要な材料や構成部分の米國への輸入が減る一方で、製造された製品の輸入が増えている場合にのみ、同規定が適用されるといふものである。

第二に、法案は、「損害を与える意図の反証可能な推定」を規定している。この規定は、過去一〇年に三回以上ダンピングに該当するとされた外国の製造業者に対す

る申立に適用されるものである。

第三に、法案は、米国における組立・仕上げ・僅少な変更によって、ダンピングの認定を回避することを防止するための手続を規定している。

第四に、法案は、「損害テスト」をより証明しやすいものとしている。法案によると、二以上の国からのある輸入品が、一二月間以上相殺関税やダンピング防止税の調査対象になっている場合、ITCは、その影響を加算しなくてはならない。よって、タイからダンピングされた産品が米国の国内生産者に損害を与えていなくても、その影響が、同種の産品の他国からの輸入が与える影響と加算されて、「損害テスト」の要件を満たすということがあるのである。

### 第三節 相殺関税

相殺関税に関する米国内法は複雑であるので、相殺関税の対象とならないような助成的特権を与えるためには、米国内法を理解することが必要である。

例えば、製品と物理的に一体となるような品目は、相殺関税の対象とはならない。よって、シャツを製造する

ための染料や化学薬品への補助金は、相殺関税の対象とはならないが、信用や電気料金への補助金は、その対象となる。

米国内法には、一般的利用可能性の原則というものもある。補助金が、特定の部門における全ての者に与えられているならば、相殺関税の対象とはならない。例えば、国内向けであれ国外向けであれ、全ての織物生産者が、タイ政府の特別信用ファシリティを利用しうるならば、それは相殺関税の対象とならないのである。

その他の不明瞭な点として、「アップストリーム補助金」がある。これは、例えば、タイのコメ生産者に与えられている国内的補助金に関するものである。たとえ国内的補助金であっても、それが輸出に影響を与えていると証明されうるならば、そのような補助金は相殺関税の対象となるのである。また、一般利用可能性の原則の「アップストリーム補助金」への適用という問題も存する。農業部門の全ての生産者ではなく、コメ生産者の全てに与えられる補助金は、一般的利用可能性の要件を満たしていると見做されうるのであろうか。

一般的に言って、タイの商品に課されている相殺関税

の額は高くないが、それを無視するわけにはいかない。相殺関税の影響は、各商品の市場構造によって異なり、織物のように競争の激しい産品については、低額の相殺関税でも競争の影響を与えうるのである。

また、現在の包括通商法案について言えば、前節で論じたダンピング防止税に関する幾つかの規定が、補助金及び相殺関税にも適用される。

#### 第四節 通商協定に基づく米国の権利の行使及び

幾つかの外国の通商慣行に対する対応

一九七四年通商法第三〇一条（修正済み）は、大統領に、「不公正、不合理あるいは差別的な外国の慣行」に對抗するために、「適当かつ実行可能な行動」をとる権限を与えている。大統領は、自らの発意で、または、申立を受けたUSTRからの勧告に基づいて、右の行動をとらう。USTRに申立が提出された場合、USTRが調査開始に対して肯定的な決定を下す前には、全ての利害関係者がその見解を明らかにしうる公聴会が開かれなくてはならない。

右の規定は、特に第四章で述べた知的所有権保護問題

にタイがどのように対処するべきかということについて、タイに悩みの種を与えるものである。ここで指摘しておくべきことは、タイの利益を最大限に生かすためには、同条に規定されている公聴会及び協議の機会を活用しなくてはならないということである。同条の適用は、その性質上政治的なものではあるが、その要件が満たされなければ適用され得ないことも確かなのである。また、大統領が、行動を起こさないといい裁量権限を有していることも、重要な要素として心に留めておくべきである。

包括通商法案においては、第三〇一条を修正する試みがなされており、その幾つかは、タイに懸念を生じさせるものである。

第一に、第三〇一条調査の権限が、大統領からUSTRへ移管されている。

第二に、外国が通商協定に違反している場合―すなわち、「不公正な慣行」―には、報復措置をとることが義務的なものとされた。もっとも、GATTが米国の権利は侵害されていないと決定した場合や、外国政府が公正な慣行の段階的廃止に同意した場合、あるいは、USTRが報復措置の実施は米国の経済的国益に反すると判

断した場合には、報復措置をとる必要はない。また、「不合理な慣行」の場合には、報復措置をとるか否かに  
ついて、大統領は完全な裁量権限を保持している。

第三に、第三〇一条が、「輸出ターゲティング」——米国の商業に直接影響を与えることを目的とする相手国の輸出政策——にも適用されうようになつた。ターゲティングが米国に重大な負担となるならば、報復措置は義務的なものとなる。

第四に、第三〇一条の一部として、一般的特惠制度を撤回する特別の権限が付け加えられた。

これまでのところ、第三〇一条に基づく行動がタイに対して向けられたことはない。同条に基づく行動がタイに向けて実施された場合に、タイがGATTに提訴するか否かを決めるために、タイはGATTシステムについて検討するべきである。また、タイは、第三〇一条を過剰に警戒するべきではないが、同条に基づく行動の脅威とその他の経済的利益との均衡をとりうるような政策を策定するための検討を、慎重に行うべきである。

#### 第五節 一般的特惠制度

米国の一般的特惠制度を受けるための資格に関する多くの要件のうち、タイにとって大きな関心の的となるのは、米国の知的所有権に適當かつ実効的な保護を与えていか否かということと、国際的に認められた労働者の権利をタイ国内の労働者に与えるための措置を講じているか否かということである。これまでに、タイを対象とする三件の申立がUS TRに提出された。一つめは、国際的の所有権保護同盟による申立で、タイが米国の著作権に適當な保護を与えていないとするものであった。二つめは、医薬品製造協会による申立で、タイが医薬品に関する特許を保護していないとするものであった。三つめは、AFL-CIOによる申立であり、国際的に認められた労働者の権利が守られていないとするものであった。右の三つの申立は、七月、US TRによって受理されたが、いずれも、一般的特惠制度の下におけるタイの権利を撤回するよう、米国内政部に要請している。

本章においては、以上の申立について、さらなる検討のための問題点を指摘するに止める。一つめについては、第四章で述べたように、タイがベルヌ条約の当事国であ

ることが指摘されよう。二つめについては、各国がその特許法に例外を設けることは一般に受け入れられており、特許保護は各国の発展段階に対応するものだということが指摘されよう。米国自身、一九五〇年以前には医薬品特許を受け入れておらず、イタリアにおいては、一九七〇年代末まで医薬品特許は受け入れられていなかったのである。三つめに関しては、タイには何百もの労働組合があり、相応に活動的だという点が重要である。労働者の権利に関するタイの保護基準が是認しうるものであることは、タイ人によってのみならず、タイにおける米国の投資家によっても証言されてきたのである。

一般的特惠制度とは、GATT第三六条八項に具体化された非相互性より発するものであるが、米国の慣行は、その非相互性を事実上修正するものであるように見える。

### 第六節 輸入における不公正な慣行

一九三〇年関税法第三三七条(修正済み)は、米国内に輸入される製品が違法な方法で生産されたり販売されたりしている場合、当該製品の米国への輸入を排除する権

限を行政部に与えている。同条にいう「違法な方法」とは、米国内産業を破壊する効果や、そのような産業の確立を妨げる効果、あるいは、米国での取引を独占または制限する効果を持つ方法である。例えば、米国の知的所有権を侵害している製品が、米国の産業に損害を生じさせているならば、同条の適用対象となる。

新法案においては、知的所有権に関する場合、「損害テスト」が取り除かれており、申立人が知的所有権に対する侵害の存在さえ立証すれば、行政部は、そのような製品の輸入を排除しうることとなった。タイがなすべきことは、米国の知的所有権を侵害するような米国内向けの輸出品が存在するの否かを研究することである。

### 第七節 特定の立法

これまでも指摘したが、米国は、タイに影響を与えるまたは影響を与えるおそれのある法律を制定することがある。その中には、タイからの輸出に対しての外れの影響を与えるものもある。例えば、一九八七年に、ソ連へのハイテク機器売却に関する日米間の紛争に起因して、東芝製品の輸入禁止が実施されたが、これにより、タイ

は日米間の紛争に関係していかないにも拘らず、タイからは東芝製品の輸出も影響を蒙た。

## 結 び

米国通商諸法についての以上の議論は、現在の国際貿易における外国国内法の役割を反映したものであると言えよう。本章は、特定のケースや状況に対する具体的な対応策を示すものではなく、むしろ、各ケースにおける研究と戦略策定のために、タイに関係する問題を指摘したものである。

## 第三部 多角的貿易交渉

### 第七章 タイとウルグアイラウンド

#### 序 論

多角的貿易交渉は、G A T T の際立った特徴である。これまでに開かれた多角的貿易交渉は、それぞれ、大なり小なり、G A T T の目的である貿易自由化に向けての進歩に貢献してきた。そして東京ラウンドが終了した一

九七九年から現在に至るまでの間に、先進諸国であるが発展途上諸国であるかを問わず、大部分の諸国が、一般的な世界経済状況により、新たな多角的貿易交渉が必要となったという点に合意し、一九八六年には、ウルグアイラウンドを開始するという関係宣言が採択された。ブラジル及びインドを先頭とする多くの国々は、サービス・知的所有権・貿易関連投資等の G A T T にとって新しい問題を交渉の議題とすることを拒否したが、採択された右の関係宣言は、これらの問題を全て含んでいる。

ウルグアイラウンドは、タイにとって様々な点で重要なものである。第一に、それは、タイが G A T T 締約国になって初めてのラウンドである。第二に、タイは、いわゆるケアンズグループに入っている。このグループは、米国の後押しを受けて、農産物輸出に対する補助金の削減及び撤廃に関する交渉を積極的に進めている。第三に、ウルグアイラウンドには、かつてないほど多くの発展途上諸国が参加するであろう。第四に、交渉の範囲に含まれる新旧の諸問題は、タイ経済の将来に対する挑戦でもあり脅威でもある。

## タイに關係する諸問題

## ① 農 業

タイは、先進諸国（とりわけ米国とE E C）によって与えられている農産物輸出への補助金の額に最も大きな関心を持っている。

問題の一つは、米国の一九八五年食糧安全保障法のコメ条項である。補助金の廃止が不可能であるにしても、補助金の供与をより自制することは、第三国の市場においてタイが公正な取分を保持することに役立つであろう。タイは、また、市場アクセスの問題にも関心を有している。例えば、農産物輸入に対する日本の制限の緩和は、タイに利益をもたらすであろう。

しかしながら、E E Cの共通農業政策の撤廃は、一般的には望ましいものの、キャッサバ貿易におけるタイの利益には役立たないであろう。というのは、低い関税でE E Cに輸入されるキャッサバは、補助金を受けた高価格の小麦に代わる混合飼料の材料として用いられているからである。

## ② 補助金と相殺措置

この問題に關する重要な点には、第一に、G A T T第一六条の文言―特に、「公正な取分」という基準―の不明確性（第三章第四節参照）、第二に、「国内補助金」と「輸出補助金」の区別（第三章第三節参照）、第三に、G A T Tの一九七九年補助金協定への加入（第一章③参照）、というものがある。

第二の点について若干補足すれば、米国には、第六章第三節で触れたような「アップストリーム補助金」に対する相殺関税という慣行があることが挙げられよう。問題は、このような補助金に対する相殺関税がG A T Tによって予定されるべきものか否かということである。そして、もし、予定されるべきだとすれば、そのような補助金が他の締約国の通商に与える影響をいかにして算定するかという問題が生じてくる。

## ③ 緊急輸入制限

G A T T第一九条には、「事情の予見されなかった発展」であるとか「国内生産者に対する重大な損害」ということを証明しなくてはならないという要件が定められ

ており、これを満たすことは困難である。こうした点に着目して、経済的・政治的に否定的な響きを持つ輸出自主規制協定をなくすためには、同条の要件を緩和すべきだという主張が出される。さらに、第十九条に基づく措置に関して、その適用対象国を選択可能なものにしてしようという主張が、特にEECからなされている。

タイにとつては、緊急輸入制限措置が右の意味で選択的に適用され得ず、そして、第一九条三項に規定されている報復措置については、適用対象国が選択可能であることがその利益に適うものである。

また、輸出自主規制協定について言えば、それは必ずしもタイの利益に反するものではない。輸出自主規制協定が締結される際に、輸入国は輸出国に対してある利益を提供する。その利益とは、輸出国が輸出ライセンス発給者になるというものである。輸出ライセンスの発給により、輸出業者が支払うクォータレントの分だけ輸出価格が高くなる。つまり、実際には、輸入国の買い手が、クォータレントを支払っていることになるのである。このように、輸出自主規制を非合法化するとか、第一九条

が適用されるための要件を緩和するとかいうことは、タイそしておそらくは多くの発展途上諸国にとって利益となるものではないのである。

#### ④ 知的所有権保護

現在のところ、GATT諸規定においては、第二〇条(d)のみが知的所有権に関する明確な規則を定めているものであるが、この規定は、知的所有権の国際的保護の制度を確立しようと試みるものではなく、知的所有権問題は、多くの「一般的例外」の一つとして掲げられているのである。

一九七三年から一九七九年の東京ラウンドにおいて、主として米国の後押しにより、偽造品の貿易に関する協定を締結しようとする試みがなされたが、交渉に参加している諸国からの支持を得るのに失敗した。しかし、一九八二年には、来るべき新ラウンドにおいて知的所有権が議題に含まれるべきか否かが議論されることとなった。

発展途上諸国は、知的所有権問題が、GATTにおいてではなく、この問題についてより整ったメカニズムを

備えているWIPOにおいて取り扱われるべきであると  
の立場を明らかにし、もしWIPOのメカニズムが不  
分であるならば、それを強化するべきだと主張した。

発展途上諸国のこうした態度の背景には、次のような  
考慮が存在する。多角的貿易交渉においては、知的所有  
権問題以外にも多くの問題が論じられ、各部門間におけ  
る取引がなされる。各部門における発展途上諸国の利益  
及び立場は多様なので、各部門間の取引は、発展途上諸  
国の集団的なバーゲニングパワーを弱いものとしてしま  
う。

これに対して、先進諸国は、現在の国際的法制度が知  
的所有権問題について不十分な措置しか用意していない  
ことを指摘し、この問題をGATTにおける交渉議題と  
することを主張した。先進諸国は、さらに、貿易と関連  
する知的所有権問題を交渉することは、GATTの権限  
内にあるとの立場を明らかにした。先進諸国は、また、  
知的所有権の効果的な保護が、発展途上諸国に技術面・  
投資面において利益をもたらすとも主張した。

このような対立を背景として、ウルグアイラウンドを  
開始する閣僚宣言については、二つの草案が提出された。

第一は、スイスとコロンビアによって提出された草案で、  
知的所有権問題を、交渉の範囲に完全に受け入れること  
も、交渉の範囲から完全に除外することもしないもので  
あった。第二は、ブラジルが提出した草案で、知的所有  
権問題を、交渉の範囲から除外するものであった。結局、  
多くの発展途上諸国も第一の草案を支持し、この線に  
沿った妥協が成立した。

第四章において既に指摘したように、発展途上諸国は、  
GATTの多角的貿易交渉における知的所有権問題に関  
する交渉戦略を編み出さなくてはならない。知的所有権  
問題は、特に米国によって二国間交渉に持ち込まれてき  
たので、発展途上諸国は、これを多角的交渉の場に持ち  
込むよう試みるべきである。

知的所有権問題を、多角的貿易交渉やWIPOの場で  
交渉することは、ウルグアイラウンドを開始する閣僚宣  
言の下における義務にも合致するものであり、また、発  
展途上諸国により多くのバーゲニングパワーを与えるも  
のである。そして、二国間交渉に比べれば、GATTに  
おける各部門間の取引も、発展途上諸国により多くの交  
渉材料を与えるものと言えよう。

⑥ 紛争解決とG A T Tの機能

キャッサバ及びコメに関するタイの経験は、農業に関するG A T Tの実体法が、たくさんの不明確な点を残していることを示している。こうした不明確性は、農産物輸出国—特に発展途上諸国—が他国と交渉する際にG A T T法を援用することの妨げとなっている。

手統法的側面について言えば、G A T T法の下において保障されている実体的権利を実施するための段階が明確化されるべきである。例えば、第二八条に基づく譲許表の修正に関する手統の明確化が挙げられよう。締約国は、同条の下での合意を、いつ、そして、いかにしてG A T Tに報告すべきなのであろうか。もし、締約国が、「主要供給国」以外の国と譲許表修正に関する合意を締結しようとしたらどうなるのか。G A T Tは、特定の当事国が「主要供給国」でないという通告を却下するのか。現実の「主要供給国」は、G A T Tに対して抗議するインシアティブをとらなくてはならないのか。もし、G A T Tが抗議の書簡を回覧させ、譲許表を修正しようとする国がそれに返答しなかったらどうなるのか。以上のよ

うな疑問は、キャッサバ貿易においてタイ政府が関心を有する点である。

多くの論者が、G A T Tにおいては例外が原則を圧倒しており、G A T Tの機能が阻害されていると述べている。

現段階において、G A T Tに対する例外は許容しうるものであり、また、例外の下での締約国の義務も一般的には支持されうるものである。現在の世界の貿易環境において、例外を完全に排除することは困難である。発展途上諸国が農産物貿易交渉において成功するためには、自国の利益となるようにG A T Tの例外を活用することを覚えなくてはならない。米国の“Grandfather Rights”に関する例外や、農業についてE E Cが発展途上諸国と締結する輸出自主規制協定等は、一夜にして終了させうるものではない。

その代わりに、G A T Tは、例外という道を選ぶ際のコストを増大させうるであろう。例えば、第二八条に関して言えば、補償的調整を義務的なものにする、三種類の供給国との交渉をG A T Tの監視の下に置くこと

等が挙げられる。

ここで問題となるのが、輸出自主規制協定である。譲許表の修正は、しばしば輸出自主規制協定の締結を伴う。発展途上諸国が輸出自主規制の要求に効果的に対処するために、G A T T の諸条項を挺子として用いる道がありうるであろうか。現在までのところ、G A T T は、輸出自主規制に無関心である。

この問題に関して、G A T T による輸出自主規制協定の違法化を主張する論者がいる一方、G A T T の枠組の中でそれを合法化あるいは規制しようと主張する論者もいる。どちらの主張も、発展途上諸国の利益にとつては逆効果を生じさせるものである。輸出自主規制の撤廃は、非現実的な目的であり、また、発展途上諸国から幾分かの経済的利益を奪い去るものであろう。他方、G A T T の下で輸出自主規制を合法化することは、G A T T の法的枠組を骨抜きにするものであろう。そのようなことは、G A T T の基本である無差別の原則の土台を掘り崩すものであり、G A T T の上に重ねられるもう一つの貿易制度の導入に連なりうるものである。(多国間繊維協定が既にこれを成し遂げている。)

しかしながら、輸出自主規制—とりわけ、二国間におけるもの—に無関心であるというG A T T の慣行には問題がある。キャッサバの事例が示唆するように、輸出自主規制とG A T T とのリンクは、発展途上諸国の利益に資することがありうるのである。例えば、もし、G A T T によって、タイが「主要供給国」であること、そして、一九八二年におけるE E C の「非拘束化」が一時的なものであったこと、が公式に決定されていたならば、誠実な交渉が促進されていたであろう。

G A T T における紛争解決に関しては、相對立する二つの見解が存在する。一つは、それを対決的なものであって裁判に似たようなものであるとする見解で、通常、米国によって主張されている。もう一つは、それを調停的なものとする見解で、E E C によって支持されている。タイ政府は、E E C の見解に傾いているが、G A T T を単なる張り子の虎と見做している訳ではない。幾つかの分野においてG A T T はたいへん弱い、多くの側面においてG A T T は国際貿易に大きく貢献する。

右の相對立する二つの見解の大きな相違にも拘らず、

大部分の者の目から見れば、GATTが国際貿易のためのガイドラインをいかに設定し、そこから生じる諸問題をGATTがいかに解決するのかという問題が残っている。筆者は、国際法の強制という側面を強調したいとは思わない。むしろ、筆者は、より規律された紛争解決手続について考えたい。紛争解決手続は、経済的に弱い国（特に、そのような国が法的に優位に立っている場合）が、国際的なフォーラムにおいて紛争を解決することから得られる利益を明確に予測しうるほどに、規律されたものでなくてはならない。

第一に、GATTにおける紛争解決を対決的なものとするにしろ調停的なものとするにしろ、それが成功するためには、その手続が明確に規定されていなくてはならない。タイ等の諸国は、諸原則及び諸手続をどのように実施するのかについて、深刻な疑問を持っている。さらに、調停であれ小委員会の裁定であれ、各々の紛争解決について時間的制限が存するべきである。紛争解決に時間が掛かり過ぎることは、それ自体、貿易に対する障害となる。また、協議の結果や小委員会裁定の理由を報告したり記録したりすることについても、改善の余地が大

きく残されているであろう。これは、GATTに新しく入った諸国が、GATTに関する専門知識と信頼とを築き、GATTのガイドラインを基礎として貿易政策を策定することへの助けとなるであろう。

第二に、GATT締約国団は専門家あるいは小委員会の助力を得て、不明確な諸規定や諸規則を解釈することにおいて、積極的な役割を果たしうるであろう。そして、そうした解釈は、締約国にとって拘束的なものでありうるだろう。慣習国際法は、GATTの法的枠組において、より積極的な役割を演じうるだろう。このような明確化は、GATTの法的枠組の下における、より一層の安定性を導くものであろう。

第三に、GATTは、締約国間の交渉の行き詰まりを打開するために、郵便配達人以上の役割を果たすべきである。これは、GATTを世界貿易法廷にするものではない。そのようなことと、誠実な交渉を促進するために決定を下すこととは全く別のものである。こうした決定の中には、どの国が「主要供給国」であるかとか、特定の「非拘束化」が一時的なものであるか永久的なものであるかという問題に関するものが含まれよう。

第四に、G A T Tは、紛争解決におけるその役割の範囲を限定する必要はないように思われる。G A T Tは、締約国に紛争解決手続の選択肢を提供することによって、締約国の信頼を獲得することができる。第二八条の下における完全に柔軟な協議プロセスは残されうるだろうが、その手続に関するより明確なガイドラインが定められるべきである。紛争解決における事務局長の役割も規定され得よう。仲介・調停・仲裁を取り入れることもできよう。また、小委員会における裁判類似の紛争解決を考へることも可能だろう。

以上をまとめると、農産物貿易に関する二国間交渉等を、全ての諸国の利益により適うものとするために必要な変化が、強調されなくてはならないということになる。不必要に不明確な幾つかの実体的諸規定を明確にすること、紛争解決手続の選択肢を多様なものにするごと、G A T Tが幾つかの技術的・法的・事実的事項について進んで判断を下すこと、輸出自主規制の文脈においてG A T Tの諸規定を交渉のための道具と見做すこと、等が必要とされている。これらの諸問題は、ウルグアイ

ラウンドの議題に含められうるものであろう。右に示した変化は、G A T T諸規定の改正を要求するのみならず、実行及び態度における複雑かつ繊細な変化を要求する。そのためには、先進諸国とは異なった法に関する考え方を持っているであろう発展途上諸国の参加が要求されるし、また、G A T T自身も大きな役割を果たさなくてはならない。

#### ⑥ サービス貿易

本章においては、サービス貿易交渉におけるタイの経済的利害得失を分析するのではなく、タイが関係している交渉に関わる諸問題を明らかにすることとする。

ウルグアイラウンドを開始する閣僚宣言の中では、サービス貿易に関する交渉が進められる旨が明らかにされている。しかし、これは、法的拘束力を有する締約団の決定としてではなく、閣僚の決定として取り入れられたものである。サービス貿易についてこうした取り扱いがなされたのは、サービス貿易をG A T Tの多角的貿易交渉に含めることに対して、強硬に反対する諸国が存在したからである。

サービス貿易に関わる最も困難な問題は、サービスの定義である。米国は、サービスとは、銀行業・保険業・電気通信業・旅行取扱業をその内容とするものであり、建設業・ホテル業・航空業等は含まれないという立場にたっている。このような定義は、安い労働コストに比較優位を持っている発展途上諸国にとつて、不利なものである。このような定義は、一方にのみ有利なものであり、多角的貿易交渉の精神を掘り崩すものである。

さらに、米国は、サービス貿易に関する交渉を物の貿易に関する交渉から切り離すことに賛成している。もし、そうなれば、部門間の取引がなくなつてしまい、タイのバレーゲニングパワーが減じられてしまうことになる。

#### ① 特別の待遇

閣僚宣言の中には、発展途上諸国及び後発発展途上諸国に対する特別の待遇が盛り込まれている。特別の待遇には、非相互性の原則と卒業という概念が含まれている。

一般に考えられているのに反して、特別な待遇は、必ずしも発展途上諸国の利益になるとは限らない。特別な

待遇には、それを供与する国の要求のリストが付けられるものであり、要求の方が与えられるものより多いということもしばしばである。また、一般的特惠制度が先進諸国の交渉の道具として用いられる、というようなこともある。さらに、ある国が特惠を受ける資格があるか否かは、その国がまだ「発展途上国」であるか否かによつて決まるのであるが、その決定は特惠供与国が行うのである。

タイに関する限り、特別の待遇は、大した利益とはなっていない。もし、卒業という概念が適用されるのならば、相互的かつ無差別的に適用されなくてはならない。つまり、もし、タイが、特別の待遇というGATTに対する例外から卒業しなくてはならないのであれば、先進諸国も、GATTに対する合法・違法の例外から卒業するべきである。こうした例外には、多国間繊維取極、発展途上諸国からの多くの輸出品について締結が求められる輸出自主規制協定、米国の“Grandfather Rights”に関する例外、一九五五年の農産物に関する米国のウェイバー等、様々なものが含まれる。

以上、本章において議論した諸問題は、多角的貿易交渉におけるタイの利益的・経済的諸側面について、より一層の研究を行うための出発点である。多角的貿易交渉は長期間にわたるものであるが、十分な準備をしていれば、タイは利益を得られるであろう。また、タイは、多角的貿易交渉において合意される結論がタイの利益を奪い去ってしまわないよう、問題をフォローしていく必要もある。

結 び

本書における議論は、タイが貿易に関する国際法や外国法にいかに関わってきたのかを示しており、また、貿易に関する国際的な規制制度、特に現在の経済的・政治的環境の中で貿易法が果たす役割を理解する必要性を指摘している。国際貿易の舞台における法・政治・経済の相互関係は、明確に理解され評価されなくてはならない。なぜなら、そのような理解は、タイが既得の利益を保護しまた新しい利益を得ることにおいて、助力を与えるだろうからである。

法・政治・経済の相互関係は、本書の三つの部の全てに反映されている。こうしたことによって、序論で提起された理論が支持されるように見える。その理論とは、法は、ゲームに関する諸規則のガイドラインを生み出し、諸規則から逸脱する諸国にコストを課すものである、という理論であった。

タイ及び経済的に弱い諸国は、以上に提起された貿易法の役割が、ウルグアイラウンドにおいて重視されることを目指すべきである。現行の諸規定の改正や新しく締結される諸協定は、貿易法のそうした役割を考慮に入れたいものであり、かつ反映したものであるべきである。このことは、タイ及び経済的に弱い諸国の役に立つものであり、また、長い目で見れば、世界共同体の役に立つものでもある。